

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令
(昭和三十六年七月十四日政令第二百五十八号) (抄)

最終改正：平成二一年四月三〇日政令第一三〇号

(法第二条第二項に規定する政令で定める事業)

第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの

イ～リ (略)

ヌ 漁港漁場整備法(昭和三十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設に係る事業のうち、特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業(特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するものをいう。以下この号において同じ。)として行われるもの(指定漁港漁場整備事業については、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものに限る。)及び同法第二条に規定する漁港(第一種漁港については、当該漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する事業として行われるものに限る。)に係る事業のうち、漁港関連道整備事業(附帯事業を除く。)として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業

ル～ヲ (略)

二 法第二条第二項各号に掲げる施設に係る事業のうち、前号に掲げるもの以外のもの
で次に掲げる事業として行われるもの

イ 新潟地区地盤沈下対策に係る事業

ロ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和三十七年法律第九十六号)第三条に規定する事業計画に基づく事業(急傾斜地崩壊防止事業を除く。)